

岐阜県サテライトオフィス等施設誘致推進事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、サテライトオフィス等を誘致することにより、都市部から県内への企業及び人の移転を促進するため、サテライトオフィス等を開設する企業又は団体に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「サテライトオフィス等」とは、県外に本社がある企業又は団体のサテライトオフィス、シェアオフィス、スポットオフィスその他これらに類するテレワークを行う事務所（障壁その他によって他の部分と区別された独占的排他的支配が可能な規模・構造を有するもの（小売り、飲食等接客サービスを目的とした店舗を除く。）に限る。）であって、県内に所在するものをいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる企業又は団体（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 県が指定する施設に県内で初めてサテライトオフィス等を開設する者
- (2) 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではない者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業者ではない者

(欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人等
- (4) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している法人等
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人等

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、別記第1号様式による補助金交付申請書に同様式において定める書類を添付して、知事に申請しなければならない。ただし、2年目以降に申請する場合において、内容に変更が生じていないときは、同様式において定める4.(2)、(3)及び(5)の書類の添付を省略することができる。

2 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金の交付を決定する場合に付する条件は、次に掲げる事項とする。

(1) 県又は市町村が実施するサテライトオフィス等に係る施策に協力すること。

(2) 前条の規定による最初の交付申請の日の属する年度の翌年度以降5年間、各年度の活動状況等を当該各年度の翌年度の4月30日までに、別記第2号様式により知事に報告すること。

(履行確認)

第8条 知事は、事業完了後速やかに、補助金交付申請書のほか、必要に応じて行う現地調査又は聴取により、履行の確認を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による現地調査を行うときは、あらかじめ、補助事業者に対し、調査の日時、場所その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急に調査を行う必要があるときは、この限りでない。

(補助金の交付の決定等)

第9条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 知事は、前2項の規定による交付決定を行った日から2月以内に補助金の交付を行うものとする。

(交付決定の取消し及び返還命令)

第10条 知事は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、別記第3号様式により、補助金の交付決定を取り消し、補助金の全額の返還を命ずるものとする。ただし、倒産、災害その他やむを得ない事情がある場合で、知事が認めたときは、この限りでない。

(1) 虚偽の内容を申請したことが判明したとき。

(2) サテライトオフィス等における勤務及び活動の実態がないことが明らかになったとき。

(3) 補助金の交付の申請日から1年以内にサテライトオフィス等を閉鎖したとき。

(加算金及び延滞金)

第11条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。ただし、倒産、災害その他やむを得ない事情がある場合で、知事が認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

- 3 補助事業者等は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 4 知事は、第1項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(暴力団の排除)

- 第12条 第6条の申請があった場合において、当該申請をした者が第4条各号に掲げる者に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。
- 2 知事は、第9条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第4条各号に掲げる者に該当することが明らかになったときは、第10条の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
 - 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、第10条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。なお、令和2年度の交付事業は、従前の要綱を適用とする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日以後に交付の申請を行う事業に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年8月19日以後に交付の申請を行う事業に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日以後に交付の申請を行う事業に係る補助金について適用する。

別表（第5条関係）

補助金の額
サテライトオフィス等の開設1年目にあっては20万円、2年目にあっては30万円、3年目にあっては40万円（ただし、サテライトオフィス等の1年分の賃料がこれらの金額未満の場合には、サテライトオフィス等の賃料の額）